

はじめに

第1章 社会変化のなかで改めて捉える「スポーツの価値」

1. 第2期計画の総括的な評価

- (1) スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実
- (2) スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現
- (3) 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備
- (4) クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

2. スポーツ基本計画における「スポーツ」の捉え方

3. 新型コロナウイルス感染症の影響と東京大会の開催を通じて再確認された「スポーツの価値」

第2章 中長期的なスポーツ政策の基本方針と第3期計画における「新たな視点」

第3章 東京大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けて、特に重点的に取り組むべき施策

- (1) 東京大会の成果を一過性のものとし、持続可能な国際競技力の向上
- (2) 安全・安心に大規模大会を開催できる運営ノウハウの継承
- (3) 東京大会を契機とした共生社会の実現、多様な主体によるスポーツ参画の促進
- (4) 東京大会で高まった地域住民等のスポーツへの関心を活かした地方創生、まちづくり
- (5) 東京大会に向けて培われた官民ネットワーク等を活用したスポーツを通じた国際交流・国際貢献
- (6) 東京大会の開催時に生じたスポーツに関わる者の心身の安全・安心確保に関する課題を踏まえた取組の実施

第4章 「新たな三つの視点」を支える具体的な施策

1. スポーツを「つくる／はぐくむ」（新たな視点①）

- (1) 多様な主体が参画できるスポーツの機会創出
 - ・ 人生100年時代を迎え、特に、生涯にわたってスポーツに対する考え方・意欲やスポーツに親しむための身体的能力等を構築するのに大きい役割を持つタイミングである子供たちに対しては、スポーツの多様な楽しみ方を社会で実践できるよう教員を含めた指導者の養成や研修を実施したりするとともに、指導の手引きやICTの活用も含めて、体育の授業のさらなる充実を図る。
 - ・ 子供たちが参加する大会等についても、既存の運営・実施方法にとらわれず、安全・安心な形で開催されるよう、大会主催者はそのあり方を不断に見直していくことが求められる。
- (2) 自主性・自律性を促せるような指導ができるスポーツ指導者の育成
 - ・ 次代を担うアスリートを育成する指導者には、指導を受ける選手の将来を見据えつつ、選手自身が自らのスポーツキャリアを考え、その実現に向けて動き出せる自主性・自律性を養うことができる質の高い指導を提供することが不可欠である。このため、国は、そうした優れた指導者を安定的・継続的に養成することを目指し、（公財）日本スポーツ協会（JSPO）をはじめとする各スポーツ団体が取り組む指導者講習や資格取得の充実を支援する。
 - ・ その際、指導者による理不尽な暴力や不合理な指導が押し付けられることのないよう、それら暴力・不適切指導の根絶に向けて、養成・研修課程において、最新の科学的知見等に基づく指導方法の取得が可能となるよう取り組む。

(3) スポーツ界におけるDX19の導入

2. 「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる（新たな視点②）

- (1) スポーツを通じた共生社会の実現

- (2) スポーツ団体のガバナンス・経営力強化、関係団体等の連携・協力を通じた我が国のスポーツ体制の強化
- (3) スポーツを通じた国際交流

3. スポーツに「誰もがアクセス」できる（新たな視点③）

- (1) 地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」等の機会の提供
- (2) アスリート育成パスウェイの構築及びスポーツ医・科学、情報等による支援の充実
 - ・ オリ・パラ競技とともに、アスリートの発掘・育成・強化までを一貫して行うパスウェイの構築を進めるとともに、居住地域に関わらず、全国のアスリートがスポーツ医・科学、情報等によるサポートを受けられるよう、地域の関係機関のネットワーク構築による連携強化、地域における専門人材の育成等を進める。
- (3) 本人が望まない理由でスポーツを途中で諦めることがないような継続的なアクセスの確保
 - ・ スポーツに取り組む者が、本人が継続を希望するにもかかわらず、怪我・障害や不適切な指導など本人が望まない理由でスポーツを親しむ機会を失ったり、制限されたりすることがないように、継続的なスポーツの実施に向けて、スポーツを実施する者の心身の安全・安心の確保を図る。

第5章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

(1) 多様な主体におけるスポーツの機会創出

① 広く国民一般に向けたスポーツを実施する機会の創出

② 学校や地域における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力の向上

a. 運動部活動改革の推進と地域における子供・若者のスポーツ機会の充実

[現状]

- ・ 中学生のスポーツ活動が地域・学校等に応じて多様な形で最適に実施されるよう、平成30年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定したところ、運動部活動の平均活動時間は短縮傾向にあり、休養日は増加傾向にあるものの、ガイドラインに定めた時間数等には達していない。
- ・ 中学校の運動部活動において、競技経験のない教師が指導をせざるを得ない現状があり、また、部活動の指導が教員の大きな業務負担となっている。
- ・ 令和2年9月に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を取りまとめ、改革の第一歩として令和5年度以降、段階的に休日の部活動の運営主体を学校から地域に移行していく方針を示している。
- ・ 地域における子供のスポーツ実施の場について、総合型クラブの地方公共団体における設置率は80.9%となっているが、総合型クラブについては運営体制の強化や行政との連携が課題となっており、スポーツ少年団は年々減少するなど、地域で様々な住民が一人一人のニーズに合わせたスポーツをするための場、プログラム、指導者等の環境の充実が必要である。
- ・ 「学校体育施設の有効活用に関する手引き」の策定やモデル事業を通じて、学校体育施設の有効活用を推進している。
- ・ こうした状況の下、令和3年10月、学識経験者や学校スポーツ関係者から構成される「運動部活動の地域移行に関する検討会議」をスポーツ庁に設置し、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」で示した方針の具体化に向けて検討に着手し、令和4年7月目途に提言をとりまとめることを予定している。（なお、これまでに議論が終了しない場合は、「第一次提言」として取りまとめ、令和4年度中に最終提言を予定。）

[今後の施策目標]

- ✓ 中学生等の青少年にとってふさわしいスポーツ環境の実現を目指し、まずは休日の部活動の運営主体の学校から地域への移行の着実な実施とともに、地域において子供のニーズに応じた多種多様なスポーツを安全安心に実施できる環境を新たに構築するため、「運動部活動の地域移行に関する検討会議」で提言された改革の方向性・方策に基づき、運動部活動改革を着実に推進する。

[具体的施策]

- ア 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、部活動の運営主体の学校から地域への移行について、まずは、令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、各地域の実態に応じた様々な課題に対応するための実践研究を行うとともに、得られた事例を効果検証し、情報発信することで取組の全国展開を図る。
- イ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、総合型クラブやスポーツ少年団、競技団体、地域スポーツクラブ等の地域における子供のスポーツ実施の場を担う関係団体において、運動・スポーツ指導者の相互派遣や活動の場の調整等について連携・協力を促進する。また、幼児期や運動を得意としない子供、障害のある子供等を含めた多様な子供が参加しやすい環境を整備し、地域における子供のスポーツ実施を促進する。
- ウ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、子供のニーズに対応できるよう、アーバンスポーツや誰もが等しく参加できるスポーツ、レクリエーション志向などの活動も含めて、多種多様なスポーツの機会の提供を促進する。
- エ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、地域における青少年の武道実践の機会の提供を促進するとともに、安全に配慮した指導が行える指導者の確保を図る。
- オ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、地域スポーツに参加する子供たちの成果発表の機会を確保・充実する観点から、大会の在り方の見直しを図る。
- カ 国は、部活動の運営主体の学校から地域への移行の流れを踏まえ、学習指導要領における位置づけなどについて適切なものとなるよう検討する。
- キ 国は、基本法、学校教育法、社会教育法の趣旨を踏まえて学校体育施設の有効活用を促進するため、地方公共団体内での十分な連携や、総合型クラブや民間事業者を含む多様な主体の参画による効率的・効果的な活用、一般開放を前提とした施設整備（社会体育施設との複合化、耐震化、バリアフリー化等）、デジタル技術を活用した施設の情報管理等を先進事例の情報提供等により推進する。

b. 子供・若者の日常的な運動習慣の確立と体力の向上

- ③女性、障害者、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上
④大学スポーツ振興

(2) スポーツ界におけるDXの推進

- ①先進技術を活用したスポーツ実施のあり方の拡大
②デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出

(3) 国際競技力の向上

【政策目標】

我が国のアスリートが国際競技大会等において優れた成績を挙げることを目標としてひたむきに努力し、試合で躍動する姿は、国に活力をもたらし、勇気と感動を与え国民のスポーツへの関心を高めるものであることから、(公財)日本オリンピック委員会(JOC)及び(公財)日本パラスポーツ協会、日本パラリンピック委員会(JPC)と連携し、各NFが行う競技力向上を支援する。

そうした取組を通じ、夏季及び冬季それぞれのオリンピック・パラリンピック競技大会並びに各競技の世界選手権等を含む主要国際大会において、過去最高水準の金メダル獲得数、メダル獲得総数、入賞数及びメダル獲得競技数等の実現を図る。

- ①中長期の強化戦略に基づく競技力向上を支援するシステムの確立

[現状]

- ・ NFが策定する中長期の強化戦略プランの実効化支援等の従前の取組は一定の成果をあげており、今後も、必要な改善を加えながら取組を継続することが必要。
- ・ 選手強化活動全体の強化責任者及びワールドクラスのコーチ等の育成・配置がまだ十分に進んでいないNFがあり、コーチ等の育成・配置も更なる充実が求められる。
- ・ 選手強化活動や競技普及などにおいて、オリ・パラのNFが連携した取組が必ずしも十分にできているとはいえない。
- ・ 女性アスリートが健康にハイパフォーマンススポーツを継続するため、各ライフステージに応じ必要な支援や環境づくり、選手自身や関係者への意識啓発を更に進める必要がある。

[今後の施策目標]

- ✓ NFが策定する中長期の強化戦略プランの実効化を継続的に支援するほか、NFが選手強化活動等を自立して進めていくための組織基盤の強化、これからの選手強化活動に必要な強化責任者や指導者・スタッフ等の人材の育成・配置、女性アスリートの活躍のための環境整備等に取り組み、オリ・パラのNFの更なる連携を促進しながら、国際競技力向上の基盤を確立する。

[具体的施策]

- ア JSC・JOC・JPCは、各NFによる中長期の強化戦略プランの実効化を支援するため、引き続き、各NFとの連携による協働コンサルテーションの実施など、PDCAサイクルの各段階での支援等に協働で取り組む。また、国は、この取組における各NFの評価結果については、引き続き、各種事業の資金配分に活用する。
- イ 国は、NFが行う日常的・継続的な選手強化活動に対する支援を行うにあたって、次回のオリ・パラ大会に向けて重点支援競技を選定し、配分額の加算や、スポーツ医・科学、情報等による専門的かつ高度な支援を継続的に実施する。
- ウ JOC、JPC、NFは、従前の取組の成果を踏まえつつ、選手強化活動全体の強化責任者、海外から招へいた人材を含む優秀な指導者・スタッフ等の育成・配置を進める。国としても、これらの取組を支援する。
- エ 国は、各NFの実情を踏まえつつ、NFが自立して選手強化活動をはじめとした様々な活動を進めていくための組織基盤の確立・強化に向けた取組を支援することで、NFの持続的かつ自立的な運営を促進する。
- オ 国は、選手強化活動や競技大会の開催、競技の普及、企業等との協働などにおいて、オリ・パラのNFが、連携した取組を進めるよう促す。
- カ 国・JSCは、女性アスリートが健康に競技を継続できる環境の整備のため、従前の取組により得られた成果や知見を活用し、実践における課題解決に取り組むとともに、相談体制の充実や出産・育児等へのサポートを含めた支援体制の整備を行う。あわせて指導者についても、NF等における女性エリートコーチの育成・配置を進めるための取組を実施する。また、女性アスリートの健康課題等に関する指導者やアスリート自身の理解促進や予防及び早期発見に向けた取組等、NFや地域における女性アスリートへの支援体制の充実に取り組む。
- キ JSCは、スポーツ振興基金助成事業においてアスリートに対する助成を行うこと等により、競技活動に専念した選手生活の継続を奨励し、競技水準の向上を支える環境を整備する。
- ク 国は、JSC、JOC、JPC、JSPO、NF、民間事業者、大学等と連携して、クロスアポイントメント制度等の活用も含めた組織間の人材交流の促進や、ナショナルコーチ等の設置に係る支援等により、指導者・スタッフ等が選手強化活動に専念し、又は、研究者がスポーツ医・科学等に関するより実践的な研究を行うことができる環境の整備を進める。

② アスリート育成パスウェイの構築

[現状]

- ・ アスリートの発掘・育成・強化は、国、地方公共団体、競技団体等が様々な取組を行っている。これらの取組を有機的に連携させ、アスリートが競技開始からトップレベルに至るまでの道筋(アスリート育成パスウェイ)の整備を進める必要がある。
- ・ アスリートの発掘については、オリ競技は、育成・強化につながるような発掘となるよう、改善を図ることが必要である。他方、パラ競技においては、これまで実施してきたジャパン・ライジング・スタープロジェクトを通じ、短期間で国際大会等へ出場する選手が発掘されるなど、その効果は高いことから、継続的な改善を図りつつ、引き続き実施していくことが必要である。

[今後の施策目標]

- ✓ NFにおけるアスリート育成パスウェイの構築等を通じた、中長期の戦略的な発掘・育成・強化の取組により、世界で活躍するトップアスリートを継続的に輩出する。

[具体的施策]

ア 国・JSCは、アスリートの戦略的な発掘・育成・強化に向けて、地方公共団体、競技団体、JSPO（各都道府県協会を含む）、（公財）日本パラスポーツ協会（JPSPA）（各都道府県協会を含む）、その他関係機関等による取組の有機的な連携を図る。特に、「日本版FTEM」等も活用しながら、各NFが、発掘から育成・強化までを一貫して行うアスリート育成パスウェイを構築することを支援する。その際、トップアスリートの引退後のキャリアにも十分配慮する。

イ 国・JSCは、地方公共団体や競技団体が、アスリートの適性或競技特性を考慮した将来有望なアスリートの発掘を行い、これが育成・強化と一貫した取組となるよう、支援する。特に、パラ競技については、タレント発掘のための取組の強化が、競技の裾野を広げ、将来有望な人材がスポーツを実施することにもつながることから、さらに幅広い層へのアプローチが可能となるよう取り組む。

ウ 国・JSCは、引き続きNFと連携し、将来メダル獲得の可能性が高い競技や有望アスリートに対して、スポーツ医・科学、情報等の活用や海外派遣などを通じて、集中的な育成・強化への支援を実施する。

エ 国・JSPO及び開催地の都道府県は、国民体育大会（国民スポーツ大会）が、将来有望なアスリートの発掘・育成を含め、競技力向上に資するものであることから、引き続き実施するとともに、「3巡目」に向けた大会の在り方等について検討を進める。

③ スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の充実 [現状]

- ・ アスリート支援を充実するため、HPSCの機能を強化し、国際競技力向上を支える基盤を整備するほか、メダル獲得の可能性が高い競技に対しては、スポーツ医・科学、情報等の各分野のスタッフによる専門的かつ高度な支援を実施してきたが、国際的にもますます革新的な技術を活用したデータ収集・分析等が進む中で、アスリート支援の一層の高度化・充実が求められる。
- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大によりNFの選手強化活動が制約を受け、これに対応した経験も踏まえ、安定して継続的に選手強化活動ができる環境整備が必要である。

[今後の施策目標]

- ✓ **スポーツ医・科学等の分野の研究を推進し、得られた知見の活用により、HPSCや地域の関係機関におけるアスリートへのスポーツ医・科学、情報等によるサポートの一層の充実を図る。あわせて、デジタル技術の活用等により、感染症等による制約を受ける状況にあっても継続的な選手強化活動を行うことができる環境を整備する。**

[具体的施策]

ア 国・JSCは、トップアスリートの育成・強化の観点からスポーツ医・科学、情報等による研究・支援を行う中核的な拠点として、ハイパフォーマンススポーツに関する情報収集・データ分析の充実、パラ競技の用具をはじめとした競技用具等に関する研究の実施など、HPSCの機能強化を進める。その際、デジタル技術の活用など、新型コロナウイルスの影響下の経験を踏まえた継続的な選手強化活動を行うことができる環境の整備を進めることに留意する。これらを通じて、NFによるスポーツ医・科学、情報等に基づく選手強化活動を促進する。

イ 国・JSCは、強化合宿や競技大会におけるスポーツ医・科学、情報等を活用したトップアスリートへの支援、大規模な国際競技大会におけるトップアスリートやコーチ等の競技直前の準備に必要な機能の提供により、トップアスリートに対して多面的で専門的かつ高度な支援を実施する。

ウ 国・JSCは、アスリートに対する誹謗中傷等に関する昨今の状況を踏まえ、アスリートがメンタルヘルスを向上させ、大舞台で本来の実力を発揮できるよう、メンタルトレーニングの普及啓発を含む、心理面のサポートの充実を図る。

エ 国は、NTC中核拠点のみでは対応が困難な冬季、海洋・水辺系、屋外系の競技等については、従来の拠点設置の考え方にとどまることなく、海外における活動の在り方を含め、あらゆる可能性の中で検討を進める。あわせて、都道府県競技団体(PF)などが行う地域における競技力向上の取組にも資するよう、機能強化ディレクターの配置拡充等を通じ、HPSC、地域のスポーツ医・科学センター、大学等との連携を強化し、スポーツ医・科学、情報等によるサ

ポート等の充実を図る。

オ 国・J S Cは、大学等とH P S Cとの連携による先端的なスポーツ医・科学研究を推進するとともに、研究で得られた知見を実践において活用(実装化)できるよう取り組む。あわせて、スポーツ医・科学等の分野の若手研究者の育成を進めるため、連携協定の締結、クロスアポイントメントの実施、教育プログラムの開発、H P S Cの場を活用した実践機会の提供など大学等とH P S Cとの一層の連携強化を図る。

カ 国は、パラ競技における国際競技力向上にあたって、障害に応じた選手の適性判断や適切な助言、より公平なクラス分けの国際基準作りへの積極的な参画が重要であることから、クラス分けに係る調査研究や人材育成・配置を支援する。

④ 地域における競技力向上を支える体制の構築[現状]

- ・ ハイパフォーマンススポーツに関するH P S C等の知見を、全国のアスリートの発掘・育成・強化の実践において活用できるよう、地域に還元していくことが必要である。
- ・ 世界で活躍するトップアスリートを継続的に輩出するためには、地域における競技力向上を支える体制の構築を進め、これをN Fによるアスリートの育成・強化につなげる仕組みづくりが必要である。

[今後の施策目標]

- ✓ H P S C、N T C競技別強化拠点、地域のスポーツ医・科学センターや大学等の連携を更に強化し、H P S C等に蓄積された知見の地域・社会への還元を図るとともに、地域における競技力向上を支える体制を整備する。

[具体的施策]

ア 国・J S Cは、地域のアスリート育成において、スポーツ医・科学、情報等によるサポートを受けられる体制を整備するため、N T C競技別強化拠点や地域のスポーツ医・科学センター、大学等とのネットワークを構築し、地域におけるスポーツ医・科学、情報等によるサポートを担う人材の育成を進める。

イ 国・J S Cは、持続可能な国際競技力向上に資するよう、P Fを含む地域のスポーツ団体、地方公共団体、企業、地域のスポーツ医・科学センター、大学等が連携した、地域における競技力向上を支える体制の構築を進め、これをN Fにおける選手強化活動 に連続させる、地域と一体となったアスリート育成のための仕組みづくりに取り組む。

※本項にも位置付けられる既出施策：(3)「③スポーツ科学・医学、情報等による多面的で高度な支援の充実」エ(P. 37)

(4) スポーツの国際交流・国際貢献

- ①国際スポーツ界への意思決定への参画
- ②スポーツ産業の国際展開
- ③スポーツ国際交流の促進
- ④国際競技大会の招致・開催に対する支援
- ⑤オリ・パラ教育の知見・経験等を活かした教育活動の展開

(5) スポーツによる健康増進

- ①健康増進に資するスポーツに関する研究の充実・調査研究成果の利用促進
- ②医療・介護、企業・保険者との連携を含む、スポーツによる健康増進の促進

(6) スポーツの成長産業化

(7) スポーツによる地方創生、まちづくり

(8) スポーツを通じた共生社会の実現

- ①障害者スポーツの振興
- ②スポーツを通じた女性の活躍促進

(9) 担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化

(10) スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」

- ①地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」の実現

②地域のスポーツ環境の構築

[現状]

- ・ 地域のスポーツ環境の担い手となる行政、体育協会、競技団体、学校、スポーツクラブ等の関係団体の連携や、教育、医療、介護、福祉等スポーツに関係する行政の各部局同士の連携を図る必要がある。
- ・ 地域スポーツコミッションなど既存の地域連携組織の活用を図る必要がある。
- ・ 総合型クラブについては運営体制の強化や行政との連携が課題となっており60、スポーツ少年団は年々減少するなど、地域で様々な住民が一人一人のニーズに合わせたスポーツをするための場、プログラム、指導者等の環境の充実が必要である。

[今後の施策目標]

- ✓ スポーツに係る地域の団体や人材の連携促進により、地域の資源を最大限活用し、スポーツの場、プログラム、指導者等の充実を図る。
- ✓ 総合型クラブやスポーツ少年団の体制強化や役割の拡大により、より幅広いニーズに応えられる地域スポーツ環境を構築する。
- ✓ 地域のスポーツ環境に係る施設の活用促進や情報の見える化により、住民と各自のニーズに合ったスポーツの場とのマッチングを促進する。

[具体的施策]

- ア 国、地方公共団体、スポーツ団体等は、地域のスポーツ環境整備の核となるコーディネーター人材や組織の育成、地域スポーツコミッションなど既存の地域連携組織の活用等を通じ、**障害者スポーツを含め**、体育協会、競技団体、学校、スポーツクラブ等の関係団体の連携体制を構築できるよう支援するとともに、地方公共団体内部におけるスポーツに関係する部局の連携を促進する。
- イ 国、地方公共団体等は、専門性を有する運動・スポーツ指導者を有するスポーツ施設と、医師・保健師等を有する医療・介護施設の連携を促進するため、安心・安全かつ健康に対する効果が得られるスポーツの場・プログラム・指導者に係る情報の一元化・周知について支援する。
- ウ 国、J S P O及び地方公共団体は、中間支援組織が取組む総合型クラブの自立的な運営を含む質的充実や地域課題の解決に向けた取組を支援する。
- エ 国及びJ S P Oは、総合型クラブの登録・認証制度を47都道府県で運用開始し、当該制度を通じて、総合型クラブの質的な向上を図るとともに、総合型クラブと地方公共団体等との連携による地域課題の解決に向けた取組を促進する。
- オ J S P Oは、国、地方公共団体及び都道府県体育・スポーツ協会と連携し、スポーツ少年団への幼児や中学生等の受入れ拡大のための指導者の確保や多目的型のスポーツ少年団の増加を図る。また、スポーツ少年団を新たなジュニア・ユーススポーツ統括組織として体制を強化すること等により、スポーツの楽しさを基盤としたスポーツ機会の多様化を図ることを通じ、スポーツ少年団の団員数を拡大させる。
- カ J S P Oは、地域スポーツクラブ（仮称）の枠組みの下に総合型クラブとスポーツ少年団を位置づけるとともに、国、地方公共団体及び都道府県体育・スポーツ協会と連携し、地域で活動するその他のスポーツ団体を含めた地域スポーツ団体の活動充実を図り、地域のスポーツ環境整備を支援する。
- キ 国は、地方公共団体等と連携し、学校体育施設の活用を促進するとともに、利用者とスポーツ施設のマッチング体制や予約システムの整備・利便性の向上を図る。

③スポーツに関わる人材の育成と活躍の場の確保

- a. 人材育成及び活用に関する方針・計画の策定
- b. アスリートのキャリア形成
- c. スポーツ指導者の育成

[現状]

- ・ 資格を保有しない指導者が多く、公認スポーツ指導者資格も十分に普及していない。
- ・ 障がい者スポーツ指導員養成のための講習会等を通して、公認障がい者スポーツ指導者資格取得の促進を図ったが、更なる資格取得者の増加と活用が必要。

[今後の施策目標]

- ✓ 多様なスポーツニーズに対応した質の高い指導者の養成を支援する。
- ✓ スポーツ分野における暴力・不適切指導等の根絶を図る。

[具体的施策]

ア 国は、J S P O、J P S A、J O C、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、J S P Oが実施する公認スポーツ指導者制度及びJ P S Aが実施する公認障がい者スポーツ指導者制度並びにJ O Cナショナルコーチアカデミー事業の理念の理解増進や連携等を進めるとともに、質の高い指導者の養成を支援する。

イ J S P Oは、国の支援を受けつつ、NF等が主催する大会において、監督・コーチの公認スポーツ指導者資格の取得を義務付けるとともに、その他の大会や日常的な指導等の場においても、できる限り公認スポーツ指導者資格を有する指導者が指導に当たることを求めるなど、指導者が公認資格を取得することの意義を高めることにより、より多くの指導者が自ら資格取得を目指すような制度設計に取り組む。

ウ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、障害の有無に関わらずすべての人がスポーツを実施できる環境整備を進めるとともに、**年齢、障害の有無に関わらず指導できる**多様なニーズに対応した質の高い指導者の養成を図る。

エ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、スポーツ分野における暴力等の根絶に向けて、相談窓口のより一層の周知とその活用等を図る。

オ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、障がい者スポーツ指導者資格を取得した指導者が十分に活用される環境の整備を行う。J P S Aは、障害者スポーツの理解・普及の促進のための新しい資格の創設に向けた検討を行う。

カ 国は、NF等における女性エリートコーチの育成・配置を進めるための取組を実施するとともに、女性アスリートの健康課題等に関する指導者への理解促進等に取り組む。

d. 専門スタッフ、スポーツボランティア等

e. スポーツ推進委員の有効活用

(11) スポーツを実施する者の安全・安心の確保

①スポーツ指導における暴力・虐待等の根絶

[現状]

- ・ 各スポーツ団体で暴力・虐待等の根絶に向けた取組が行われているが、その内容において団体ごとの差が大きい。
- ・ 無資格の指導者によって不適切な指導が行われたときに処分ができない等、十分な対応ができなくなる場合がある。
- ・ 資格を保有せずスポーツ指導を行う指導者が多く、公認スポーツ指導者資格も十分に普及していない。

[今後の施策目標]

- ✓ スポーツ分野における暴力・不適切指導等の根絶を図る。(再掲)

[具体的施策]

ア 国及びJ S P Oは、スポーツの価値を脅かす暴力、ドーピング、不法行為等を行わず、また、行わないように倫理観や規範意識を含めたアスリート等の人間的成長を促すことのできるスポーツ指導者を養成する。

②アスリートに対する誹謗中傷・写真や動画による性的ハラスメントの防止

③スポーツ事故・スポーツ障害の防止

(12) スポーツ・インテグリティの確保

①スポーツ団体のガバナンス強化・コンプライアンスの徹底

- ・ ガバナンスコードに基づき、統括団体がNFに対して行う適合性審査が令和2年度から開

始された。

- ・ スポーツ団体におけるガバナンス強化・コンプライアンス徹底に関する意識は一定程度醸成されたものの団体間で意識に差があり、特に適合性審査の仕組みがない一般団体の意識づけが弱い。
- ・ 令和6年度に全NFに対する初回の適合性審査が完了する計画となっているが、随時、適合性審査の在り方を含め、審査の実施において浮き彫りとなった課題に対する対応を検討する必要がある。
- ・ その際、諸外国の中央競技団体のガバナンスコードの遵守状況や取組等の知見を国やJSCが蓄積しておく必要がある。

[今後の施策目標]

- ✓ **スポーツ関係者のコンプライアンス違反や体罰、暴力等の根絶を目指すとともに、スポーツ団体のガバナンスを強化し、組織経営の透明化を図る。**

[具体的施策]

ア 国は、初回のガバナンスコードの適合性審査の実施により得られた課題を踏まえ、ガバナンスコードの改訂や適合性審査の運用の在り方の再検討を含め、各団体にガバナンスを強化させるための仕組みについて見直しを行う。

イ 国は、一般スポーツ団体に対するガバナンスコードの普及に努めつつ、JSCスポーツガバナンスウェブサイト等にガバナンスコードに基づいた自己点検結果を自主的に公表することとなっている制度運用の在り方等について必要な見直しを行う。

ウ 国は、暴力等の根絶に向けて、団体と連携し、暴力等事案の発生防止のための相談窓口の設置拡大を含めた普及・啓発活動を行う。

② 紛争解決制度の整備

③ ドーピング防止活動の推進

- a. 検査体制等の整備
- b. 国際的なドーピング防止活動
- c. 教育研修活動
- d. 研究活動

第6章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

1. 第3期計画における取組・施策の実効性を高めるためのEBPMの推進
2. 第3期計画の広報活動の推進
3. 第3期計画実施のための財源の確保と効率的・効果的な活用
4. 第3期計画を支える様々な主体に期待される役割とそれに対する支援